

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 空家対策に関する所掌事務が生活環境部まちの振興課から都市整備部都市計画課に移管されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

国立市空家等対策審議会条例（平成 31 年 3 月国立市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「生活環境部まちの振興課」を「都市整備部都市計画課」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。